



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第70号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県立地企業生産拠点化支援補助金の交 付の対象等を定める告示 （企 業 立 地 課） 2

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正 （中 小 企 業 課） 3

告 示**島根県告示第238号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県立地企業生産拠点化支援補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県立地企業生産拠点化支援補助金の交付の対象等を定める告示（平成27年島根県告示第302号）は、廃止する。

平成28年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県立地企業生産拠点化支援補助金

2 交付の目的

県内に立地する製造業者が事業を拡大する場合又は県外にある工場等から県内の工場等に事業を集約する場合に、その経費の一部を補助することにより、本県の企業の活性化と雇用の安定を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる者

次に掲げる要件を備えた立地企業（営利を目的として県内において製造業を営む法人をいう。以下同じ。）又は当該立地企業を含む立地企業体（企業グループ（他の企業の総株主の議決権の過半数を有する企業及び当該他の企業（以下「子会社」という。）並びにその子会社が総株主の議決権の過半数を有する企業で構成される企業群をいう。）のうち別に定める補助事業開始届を連名により提出するものをいう。以下同じ。）（以下「申請企業」という。）とする。

(1) 補助事業開始届の提出時において次の要件を備えていること。

ア 申請企業又は当該申請企業の所属する企業グループが他の都道府県内に工場を有すること。

イ 申請企業（立地企業体である場合にあっては、代表して補助金を受けようとする立地企業（以下「筆頭企業」という。））が県内において常用従業員（雇用期間の定めがなく、雇用保険に加入している従業員をいう。以下同じ。）を50名以上雇用していること。

ウ 申請企業（立地企業体である場合にあっては、筆頭企業）が県内に立地後10年を経過していること。ただし、新たな設備投資又は県外からの設備移転により申請企業の県内工場の設備簿価（所有する固定資本のうち、工場、事業場、機械装置等（土地を除く。）の帳簿価額をいう。以下同じ。）が、属する企業グループ全体の設備簿価の3分の1以上となる場合は、この限りではない。

エ 申請企業（立地企業体である場合にあっては、構成する全ての立地企業）が、この告示に係る補助金の交付を受けていないこと。

オ 平成28年 3 月31日までに補助事業開始届が知事に提出されていること。

(2) 増加固定資本額（補助の対象となる期間中に新たに発注し、又は契約した投下固定資本（土地、工場及び事業場（これらと併せて整備される福利厚生施設、環境施設及び用排水施設を含む。）並びに機械装置等をいい、法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行ったもの又は賃貸借取引に準ずる会計処理を行ったもの（認定企業（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社並びに会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く。）が行ったものに限る。）を含む。）であって、当該期間内に取得（経費の支払が終了）したものに係る経費の総額をいう。以下同じ。）が3億円以上の計画であること。

(3) 補助金の交付申請時における申請企業の常用従業員の数が補助事業開始届の提出時の常用従業員の数を下回らないこと。

(4) 法令等に違反している場合その他の知事が認める場合に該当しないこと。

4 補助対象経費及び交付の額

(1) 補助対象経費

増加固定資本額（この告示に係る補助金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。）とする。

(2) 交付の額

交付の額は補助対象経費の10分の1以内とし、交付限度額は3億円とする。

5 補助金の支払

補助金の交付決定のあった年度の当該補助金の交付限度額は2億円とし、2億円を超える部分については交付決定のあった年度の翌年度に交付するものとする。

6 補助金の返還

知事は、補助金の交付を受けた企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。

(2) 助成金の交付後5年以内に、業績が悪化していない状況において、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと（企業の責に帰すべき事情によらない場合を除く。）。

島根県告示第239号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表一般融資の部一般設備資金の項中「年1.95パーセント」を「年1.85パーセント」に、「年1.80パーセント」を「年1.70パーセント」に改め、同部一般運転資金の項中「年2.15パーセント」を「年2.05パーセント」に、「年2.00パーセント」を「年1.90パーセント」に改め、同部小規模企業特別資金の項中「年1.70パーセント」を「年1.60パーセント」に改め、同部小規模企業育成資金の項中「年1.85パーセント」を「年1.75パーセント」に、「年1.70パーセント」を「年1.60パーセント」に改め、同表特別融資の部創業者支援資金の項中「年1.75パーセント」を「年1.65パーセント」に、「年1.60パーセント」を「年1.50パーセント」に改め、同部再生支援資金の項中「年2.55パーセント」を「年2.45パーセント」に、「年2.40パーセント」を「年2.30パーセント」に改め、同部経営革新支援資金の項中「年1.65パーセント」を「年1.55パーセント」に、「年1.50パーセント」を「年1.40パーセント」に改め、同部人にやさしい環境整備支援資金の項中「年1.65パーセント」を「年1.55パーセント」に、「年1.50パーセント」を「年1.40パーセント」に改め、同部買物の場整備支援資金の項中「年1.65パーセント」を「年1.55パーセント」に、「年1.50パーセント」を「年1.40パーセント」に改め、同部おもてなし処整備支援資金の項中「年1.65パーセント」を「年1.55パーセント」に、「年1.50パーセント」を「年1.40パーセント」に改め、同部収益体質強化資金の項中「年1.65パーセント」を「年1.55パーセント」に、「年1.50パーセント」を「年1.40パーセント」に改め、同部経営改善長期借換資金の項中「年1.95パーセント」を「年1.85パーセント」に、「年1.65パーセント」を「年1.55パーセント」に、「年1.80パーセント」を「年1.70パーセント」に、「年1.50パーセント」を「年1.40パーセント」に改め、同部経営力強化支援資金の項中「年1.65パーセント」を「年1.55パーセント」に、「年1.50パーセント」を「年1.40パーセント」に改め、同部海外展開支援資金の項中「年1.65パーセント」を「年1.55パーセント」に、「年1.50パーセント」を「年1.40パーセント」に改め、同部円安等対策資金の項中「年1.65パーセント」を「年1.55パーセント」に、「年1.50パーセント」を「年1.40パーセント」に改め、同項の次に次のように加える。

経営 改善	中小企業者 又は組合であ	設備 資金	280,000,000 円	年1.85 パーセ	年1.70 パーセ	15年以内	1年以 内据置	法人1 人以上	取扱金 融機関	要 (年0.4	商工会 議所	普通銀行 商工中金
----------	-----------------	----------	------------------	--------------	--------------	-------	------------	------------	------------	------------	-----------	--------------

サポ ート 資金	って、産業競 争力強化法第 127条に規定 する認定支援 機関の指導又 は助言を受け て作成した事 業再生の計画 等（当該計画 に係る債権者 全員の合意が 成立したもの に限る。）に 従って事業再 生を行い、金 融機関に対し て計画の実行 及び進捗の報 告を行うもの	運 転 資 金		ン ト	ン ト		き 元金均 等月賦	個人原 則とし て不要	又は保 証協会 の決定 によ る。	パーセン ト以上 0.91パー セント以 下)	商工会 中央会 商工会 連合会 産業振 興財団	信用金庫 信用組合 農協 JFしま ね
----------------	---	------------------	--	--------	--------	--	-----------------	-------------------	-------------------------------	-------------------------------------	--	---------------------------------

別表緊急融資の部セーフティネット資金の項中「年2.25パーセント」を「年2.15パーセント」に、「年2.10パーセント」を「年2.00パーセント」に改め、同部災害復旧資金の項中「年1.65パーセント」を「年1.55パーセント」に、「年1.50パーセント」を「年1.40パーセント」に改め、同表の注の1中「おもてなし処整備支援資金、」を削り、「平成28年3月31日保証承諾分」を「平成29年3月31日保証承諾分」に改め、「平成31年3月31日保証承諾分までと」の次に「し、経営改善サポート資金の取扱期間は平成32年3月31日保証承諾分までと」を加え、同表の注の3第4号中「創業関連保証」の次に「同項に規定する支援創業関連保証及び」を加え、同表の注に次の3号を加える。

- (8) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項に規定する東日本大震災復興緊急保証
- (9) 経営力強化保証制度要綱（20120918中庁第1号）に規定する経営力強化保証制度に係る保証（責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が100パーセントの保証を含む。）を借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）に限る。）
- (10) 事業再生計画実施関連保証制度要綱（20140114中庁第2号）に規定する事業再生計画実施関連保証制度に係る保証（責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金（平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が100パーセントの保証を含む。）を借り換える場合（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）に限る。）

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成28年4月1日以降の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。